

最高裁秘書第2595号

令和7年8月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

令和7年7月2日付け（同月3日受付、第070146号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

代表取締役等住所非表示措置実施後の代表者住所の把握方法に関して、最高裁判が日弁連に回答した際の文書（令和6年9月頃のもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

（注）この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

（担当）秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）